

保育園だより

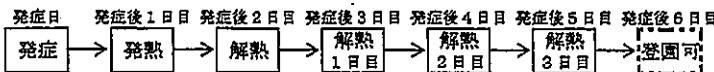
保育園は、子どもたちが集団生活する場です。

感染症にかかったら、園内での集団発生や流行につながらないよう、早めの対応に心がけましょう。病後の登園については、学校保健安全法施行規則の出席停止の期間の基準に準じて対応することとなります。

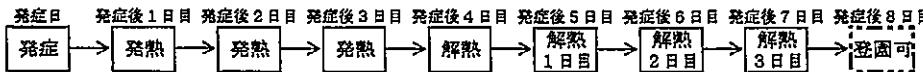
【インフルエンザによる出席停止】

学校安全保健法により、発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後3日を経過するまでは保育園に登園できません。

※例えば 発症後2日に解熱した場合※



※例えば 発症後4日に解熱した場合※



【感染性胃腸炎について】

下痢や吐き気の症状がある時は、無理に登園させず、早めに受診してください。
「ウイルス性胃腸炎（ノロウイルス・ロタウイルス等）」「感染性胃腸炎」「嘔吐下痢症」又はこれらの聚いと病院で診断された場合は、感染が強い病気ですので、園内の感染拡大を防ぐ為に嘔吐から24時間が経過していないお子様の登園は控えてください。

※医療機関で診断がついた場合は、速やかに園に、連絡をお願いします。

《欠席の連絡について》

※保育園を病気で欠席する場合は、症状を詳細にお伝え下さい。また、医師から診断を受けている場合も診断名を保育園に報告してください。

【これから流行する恐れがある感染症】

インフルエンザ

…冬から春先にかけて流行します。

原因是インフルエンザウイルスによる流行性感冒。

主な症状として、熱、咳、腹痛、下痢、関節痛、頭痛、倦怠感など。

合併症に注意！

※解熱後3日経過してからの登園。それまでは出席停止となります。
(最低5日は出席停止)

感染性胃腸炎

…ウイルスや細菌が原因で下痢嘔吐、腹痛、熱等の胃腸症状を起こす病気。

代表的なウイルスは、ノロウイルス、ロタウイルス、アデノウイルスなど…。

感染力が非常に強く、人の手などを介して広がります。

感染を防ぐためには、手洗いの徹底や、便・嘔吐物の処理に十分気を付けることです。
※嘔吐から24時間経過し、症状が改善し、全身状態が良ければ登園可。

R S ウィルス

…R S ウィルスが原因で起こる呼吸器感染症。

乳幼児のほとんどが2歳までに感染しその後も感染を繰り返します。

0歳～1歳の幼い子がR S ウィルスに感染すると重症化することがあるため注意が必要です。

主な症状としては、咳、痰、鼻水、ゼロゼロした呼吸（喘鳴）、熱など
※症状が改善し、全身状態が良ければ登園可。

マイコプラズマ肺炎

…マイコプラズマ菌に感染することで起こる肺炎。

風邪に似た症状で、咳や熱の症状が発症しますが、しつこい咳、微熱が続くケースが多くあります。咳が続くことで、胸に痛みを感じたり、倦怠感や疲労感も現れます。
※医師の指示に従い登園の許可が下りてからの登園。

溶連菌感染症

…溶血性連鎖球菌（略して溶連菌）という細菌に感染して起こる病気です。

昔は、しょう紅熱と言つて大変怖い病気でした。

症状としては、突然の熱と、喉の痛みが現れます。首のリンパが腫れたり下痢や腹痛を伴うこともあります。喉の症状に続いて、皮膚に赤い細かな発疹が出ます。首や胸、手首や足首、多くは全身に広がります。

もう一つの特有な症状として、いちご舌があります。

急性腎炎やリュマチ熱などの合併症にも注意！

※抗生素治療開始24時間経過後、全身状態が良ければ登園可。

（診察日と翌日は出席停止）

病後登園届の提出が必要な病気

下記の感染症を発症した場合には、感染症完治後「病後登園届」を提出していただくことになります。
医師の判断により登園の許可を受け、届けを提出して下さい。

※ 病後登園届の用紙は園にありますので申し出てください。
※ 医師による診断書は必要ありません。

[学校保健安全法施行規則で定められている感染症]

集団生活で流行する可能性の高いものが、分類されています。ほかの子どもにうつさないためだけでなく、感染した子ども自身がほかの病気を併発しないためにも、決められた期間は休まなければなりません。	
インフルエンザ	発病したあと5日を経過し、かつ熱が下がってから3日間経過するまで登園停止。
水ぼうそう(水とう)	発しんがすべてかさぶたになるまで登園停止。
ましん はしか(麻疹)	熱が下がってから3日経過するまで登園停止。
おたふくかぜ (流行性耳下腺炎)	はれが発症したあと5日を経過し、かつ全身状態が良好で耳の下のはれが治まるまで登園停止。
ふうしん 風疹	発しんが消えるまで登園停止。
百日ぜき	百日ぜき特有のせきが出なくなるまで、または5日間の適正な抗菌性物質製剤の治療が終了するまで登園停止。
いんとう 咽頭結膜熱(プール熱)	症状が消えてから、2日経過するまで登園停止。
結核	医師が伝染のおそれないと認めるまで登園停止。
結膜炎菌性結膜炎	医師が伝染のおそれないと認めるまで登園停止。

[その他の感染症]

集団生活で流行する可能性のあるものが、分類されています。病気に応じて、治るまでは登園を停止、控えるなどして、流行をくいとめたいものです。	
腸管出血性大腸菌感染症 (O-157)	病状が改善し医師が、伝染のおそれないと認めるまで登園停止。
流行性角結膜炎	眼症状が改善し医師が、伝染のおそれないと認めるまで登園停止。
急性出血性結膜炎(アポロ熱)	眼症状が改善し医師が、伝染のおそれないと認めるまで登園停止。
手足口病・ヘルパンギーナ	咽頭・口腔内の症状が改善、解熱し全身状態良好なら登園可、医師の判断による。
りんご病(伝染性紅斑)	発疹のみで全身状態良好なら登園可、医師の判断による。
溶連菌感染症	抗生素治療後24時間経て解熱し全身状態良好なら登園可、医師の判断による。 (診療日と翌日は出席停止)
マイコプラズマ感染症	感染力の強い急性期(しつこい咳や発熱)の症状が改善し全身状態良好なら登園可、医師の判断による。
流行性嘔吐下痢性	下痢・嘔吐から回復し全身状態良好なら登園可、医師の判断による
ウィルス性胃腸炎・感染性胃腸炎(ノロ・ロタ・アディノウイルス)	下痢症状が改善し、嘔吐から24時間が経過して全身状態良好なら登園可、医師の判断による。
ウィルス肝炎	主要症状が消失し、肝機能が正常化すれば登園可、医師の判断による。
のうかしん とびひ(伝染性瞼結膜炎)	病巣を覆い、処置をして登園する。プールは禁止。 (炎症症状の強いもの・広範囲のものは、医師の診断を受け治療し、届を提出する。)